

意見書案第1号

加齢性難聴への補聴器購入への国の財政助成を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月14日

提出者	議員	洞口雅章
〃	〃	阿戸孝之
〃	〃	田中秀幸
〃	〃	渡辺雅子
〃	〃	篠原一寿
〃	〃	堀博志
〃	〃	小久保重孝

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

加齢性難聴への補聴器購入への国の財政助成を求める意見書

超高齢化社会を迎えている現在のわが国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にあります。日本補聴器工業会によれば、日本の人口に対する難聴者の比率は11.3%で世界で3番目に多いと報告されている一方、補聴器の普及率は、日本の難聴者人口の14.4%となっています。

イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%、アメリカ30.2%に比べ、非常に低い水準となっています。その背景として、①補聴器の価格が片耳3万円～20万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べ、国からの補助体制が極めて不十分であること。②難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されています。

欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだに確立されていません。高齢者の多くは年金生活者です。高額な補聴器を購入することは家計に与える負担が大きく、簡単ではない実情があります。

一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともにすこやかに生活することができれば、認知症予防・健康寿命を延ばすことに繋がり、医療費の抑制にも貢献することとなります。

以上の状況に鑑み、国は高齢者が経済的理由によって補装具の購入に困難を及ぼす現状を改善し、日常生活、社会的活動を制約する状況を招かないよう、補聴器購入の公的補助を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和3年12月14日

北海道伊達市議会